

あいち山車まつり日本一協議会規約

(名称)

第1条 本会は、あいち山車まつり日本一協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、愛知県内全ての山車まつり（山車、祭車及び車楽船を用いる祭礼行事）を対象として、その保存団体（以下「保存団体」という。）及び山車まつりの所在する市町村（以下「市町村」という。）の相互交流を通して、山車まつりのさらなる保存・継承を図るとともに、山車文化を県内外へ広く発信することを目的とする。

(組織)

第3条 協議会は、保存団体、市町村及び愛知県で組織する。

- 2 保存団体及び市町村は、あらかじめ所定の様式により入退会の申込みを行い、協議会の承認を受けなければならない。
- 3 保存団体及び市町村の委員は1名とし、市町村については首長とする。

(会費)

- 第4条 第3条第2項の規定により入会が承認された市町村は、所定の期日までに総会において決定した金額を納入しなければならない。
- 2 愛知県は、総会において決定した負担金を支出するものとする。
 - 3 保存団体については、会費を徴収しないものとする。

(役員)

第5条 協議会には、委員のうちから次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 3名
 - (3) 理事 若干名
 - (4) 監事 2名
 - (5) 企画・運営部長 1名
- 2 会長は、愛知県知事をもって充てる。
 - 3 副会長は、保存団体及び市町村の理事のうちから選出した者、愛知県県民文化局長をもって充てる。
 - 4 理事は、保存団体及び市町村のうちから会長が任命した者、愛知県観光コンベンション局観光推進監及び愛知県県民文化局文化部長をもって充てる。
 - 5 監事は、保存団体及び市町村の理事のうちからそれぞれ1名を会長が任命した者をもって充てる。
 - 6 企画・運営部長は、愛知県県民文化局文化部文化芸術課文化財室長をもって充てる。

(役員の職務)

- 第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理し、総会、理事会の議長となる。
- 2 副会長は、会長を補佐する。会長が事故にあったとき又は欠けたときは、副会長である愛知県県民文化局長がその職務を行う。
 - 3 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
 - 4 委員は、総会において、会務の執行を審議する。
 - 5 監事は、協議会の業務及び会計を監査する。
 - 6 企画・運営部長は、企画・運営部会において会務を総理し、企画・運営部会の議長となる。

(役員の任期)

第7条 協議会の役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(会議の種別)

第8条 協議会の会議は、総会、理事会、企画・運営部会とする。

(会議の構成)

第9条 総会は、第3条の規定による組織の委員をもって構成する。

2 理事会は、会長及び副会長、理事、企画・運営部長をもって構成する。

3 企画・運営部会は、企画・運営部長並びに保存団体会員理事、その保存団体が所在する市町村の文化財保護主管担当課長及び愛知県観光コンベンション局観光振興課長をもって構成する。

(会議の機能)

第10条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 規約の制定改廃に関すること。
- (4) 役員の選任に関すること。
- (5) 部会の設置に関すること。
- (6) その他協議会の運営に係る重要事項に関すること。

2 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (2) 総会に付議すべき事項に関すること。
- (3) 第3条第2項の承認に関すること。
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

3 企画・運営部会は、協議会の事業の企画・運営を行う。

(会議の招集)

第11条 総会は、会長が毎年1回招集する。

2 会長が、必要があると認めた時は、臨時に総会を招集することができる。

3 理事会は、会長が必要と認めたときに招集する。

4 企画・運営部会は、企画・運営部長が必要と認めたときに招集する。

(会議の定足数及び議決)

第12条 会議は、それぞれ構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。ただし、欠席する構成員は、その権限を委任する旨の届出があったときは、当該欠席構成員の数を出席構成員の数に加えることができる。

2 会議の議事は、会議に出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 構成員は、やむを得ない事由により会議に出席できないときは、構成員が指名した代理者を出席させることができる。

4 会長又は企画・運営部長は、第11条の規定により会議を招集する場合、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専決)

- 第13条 会長は、会議の議決すべき事項について特に緊急を要するときは、専決することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決をしたときには、これを次の会議において報告し、その承認を求めなければならない。

(経費)

- 第14条 協議会の運営及び事業に要する経費は、次の収入をもって充てる。
- (1) 市町村会費
- (2) 愛知県負担金
- (3) その他の収入

(事業・会計)

- 第15条 協議会の事業・会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。
- 2 事業計画並びに予算及び決算の議案は、会長が調製し、会議に提出しなければならない。
- 3 会長は、決算の議案を提出するときは、事業報告書及び決算に関する資料並びに監事の監査意見を添えて提出しなければならない。
- 4 協議会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会事務局)

- 第16条 協議会の事務を処理するため、事務局を愛知県民文化局文化部文化芸術課文化財室に置く。
- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

- 第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成27年12月13日から施行する。
- 2 あいち山車まつり日本一協議会設立準備会の解散に伴う残余財産は、協議会が継承する。
- 3 第5条に規定する各役員が置かれるまでの間、あいち山車まつり日本一協議会設立準備会の役員がその相当する職務を代行することができる。ただし、協議会の委員でない者は代行することができない。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。